

(目的)

第1条 この事業は、保育を必要とする児童のうち心身に障害を有する児童及び保育に係る特別な配慮が必要と認められる児童(以下「障害児等」という。)の保育所等における受入体制を整備することにより、障害児等の受入を推進し、もって障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(対象児童)

第3条 この事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、糸魚川市保育実施条例(平成26年糸魚川市条例第38号)第3条に規定する保育実施基準に該当する児童であつて、次の各号のいずれかの児童のうち集団保育が可能であり、かつ、日々通園できるものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に規定する特別児童扶養手当の支給の対象となる児童
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第4に規定する療育手帳の交付を受けている児童
- (4) 前3号に掲げる児童と同程度の障害を有すると公的機関から認められた児童
- (5) 第6条の障害児等保育判定会が保育に係る特別な配慮が必要と認めた児童
- (6) その他市長が特に必要と認める児童

(実施園)

第4条 この事業は、糸魚川市立保育所条例(平成17年糸魚川市条例第127号)第2条に規定する保育所及びこの事業を委託する私立保育所等(以下「実施園」という。)において実施する。

(定員)

第5条 この事業により受け入れる対象児童の定員は、実施園において障害児等とその他の児童との集団保育が適切に実施できる範囲の人数とする。

(障害児等保育判定会)

第6条 保育に係る特別な配慮の必要性の判定を適正に行うため、障害児等保育判定会(以下「判定会」という。)を置く。

2 判定会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育に係る特別な配慮の必要性の判定
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 判定会は、こども課長及び次に掲げる職員のうち市長が指定する職員をもって組織する。

- (1) こども課の保健師、保育士その他の職員
- (2) 発達支援センターめだか園の保育士その他の職員
- (3) 市が設置する公立保育園の園長
- (4) その他保育に係る特別な配慮の必要性の判定に必要と認められる職員

4 判定会は、必要の都度、こども課長が招集する。

5 判定会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議書の提出等)

第7条 実施園の長は、対象児童を受け入れようとする場合は、速やかに障害児等保育実施協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(承諾書等)

第8条 市長は、前条の協議書により対象児童の受入を承諾したときは、障害児等保育実施承諾書(様式第2号)により、承諾しなかったときは、障害児等保育実施不承諾書(様式第3号)により実施園の長に通知する。

(事業実施の方法)

第9条 市長は、実施園が対象児童を受け入れたときは、次の各号に掲げる実施園の区分に応じ、当該各号に定める方法により受入体制を整備するものとする。

- (1) 糸魚川市立保育所条例に規定する保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数(以下「配置基準」という。))に加えて加配保育士等(障害児等に対応

- するため配置基準に加えて配置する障害児等の保育について知識及び経験を有する保育士(保育に係る特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れる場合にあっては、当該保育士又は1年以上保育に従事した経験を有する職員)をいう。以下同じ。)を配置
- (2) この事業を委託する私立保育所等 配置基準に加えて加配保育士等を配置することに要する費用を委託料として負担
- 2 対象児童を受け入れる実施園は、障害児等の特性に応じて便所等の設備を改善し、必要な備品を整備する等十分な受入体制を整えるものとする。
- 3 対象児童を受け入れる実施園は、障害児等の特性等に十分配慮するとともに、その他の児童との集団保育に努めるものとする。
- (委託料の額)
- 第10条 前条第1項第2号の委託料の月額、次のとおりとする。

委託料の月額
新潟県特別保育事業補助金交付要綱(平成27年児第829号)別表に掲げる障害児保育事業の基準額×2×各月初日現在の加配保育士等の数

- (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

前 文 抄

告示の日から実施する。

前 文(平成23年3月31日告示第91号)抄

平成23年4月1日から施行する。

前 文(平成27年3月23日告示第53号)抄

平成27年4月1日から施行する。

前 文(平成29年3月31日告示第59号)抄

平成29年4月1日から施行する。

前 文(令和2年8月28日告示第157号)抄

令和2年9月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

年度 障害児等保育実施協議書(年 月 日 現在)

実施園名

児童氏名	生年月日	入所年月日	障害児等認定区分(該当する項目の欄に○を記載)					障害等級、手帳番号 その他認定区分の 項目の詳細事項	備 考
			特 別 児 童 扶 養 手 当 支給対象	身体障害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所持	公 的 機 関 の 認 定	その他		

備考

障害児等認定の区分が公的機関の認定であるときは、証明書の写しを添付すること。

様式第2号(第8条関係)

障害児等保育実施承諾書

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長 

年 月 日付けで協議があった障害児等保育について、承諾します。

様式第3号(第8条関係)

障害児等保育実施不承諾書

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長 

年 月 日付けで協議があった障害児等保育について、次の理由により承認できないので通知します。

理由